

岷江入楚の「訂正指示」

——「可削之」は「実行できな」かったのか——

小 高 道 子

め書物に記す二重鍵を省略した。

一 訂正指示

まず、小川氏の論を引用する。

通勝が『岷江入楚』にさらに手を入れる心づもりであったことは、具体的な注からもうかがわれる。たとえば、「よろつにおもふ給へみたる、世のありさま」の項（須磨40頁）。

「私箋聞二八宮を春宮にたてんとくはたて給事なりとあり（略）三光見あやまられたりとみゆ（略）」

（頭注）「此義箋聞末二又註シテ爰二いへるはわろしとあり可

削之」
 実行できな」であったのか。本稿では、この注について検討を加えたい。なお、本稿では、岷江入楚の引用は源氏物語古註積叢刊により、源氏物語古註集成の番号を付した。また煩を避けた

「私」とあるので、通勝の見解が示された箇所である。ここでは

『箋聞』から注を引いた上で、傍線部「三光見あやまられたり」とみゆ」とし、三光すなわち実枝の誤りだと指摘している。注目したのはこの頭注である。傍線部によれば、『箋聞』の巻末にこの箇所に対する注が再度見え、「爰二いへるはわろし」と書かれていたという。それを踏まえ、通勝波線部「可削之」と述べているのである。これは、「よろつに」云々という『源氏』本文に対して、通勝が『箋聞』を引き、実枝を批判する形で注を付したものの、後に『箋聞』の巻末に「わろし」と書かれていることに気づき、『岷江入楚』の当該注を削除すべきだという頭注を加えたものと解せよう。「可削之」とは、いずれ『岷江入楚』の整理、清書作業を行うことを想定した通勝の覚え書きであったと思われる。しかし実際のところ、この注は削られておらず、頭注もそのままに流布している。すなわち、通勝は、いずれ手を加える心づもりであったものの、それを実行できないままに『岷江入楚』が世に出たことがうかがわれるのである。

このような余白と訂正指示の状況等を見ると、『岷江入楚』はたしかに十年がかりで作成されたものではあるが、通勝が完全に納得のいくまで取り組んだわけではなく、何らかの事情で慶長三年にひとまずの形を作り、序跋を加えたものと考えられる。

小川氏は「私」として記された「三光見あやまられたりとみゆ」について、「三光すなわち実枝の誤りだと指摘している」「通勝が『箋聞』を引き、実枝を批判する形で注を付した」とされた。しかしなが

ら小川氏は「私 箋聞二八宮を春宮にたてんと太后のくはたて給事なり」とあり、さて漢高祖の八人の子の事などひかれたり。是はよろづに思ふ給へみたる、といふより源の返事の詞と三光見あやまられたりとみゆ」とする「箋聞」の一部を省略して引用する一方で、この注のどこがどのように「三光すなわち実枝の誤りだと指摘して」「実枝を批判する形で注を付した」のかは明らかにされていない。通勝は、諸注の内容が異なっているなど、引用した注記に疑問を持った時にはその内容と根拠とを示した上で、「不審」「歟」などとして疑問点を記すことが多い。小川氏の言うように、通勝が「実枝説を批判する形で注を付した」とするならば、通勝は、どのような根拠で、どの部分について批判したのであろうか。

ここで改めて岷江入楚を検討すると、岷江入楚には「三光」説について「誤り」ではなく「三光見あやまられたりとみゆ」と記されている。「見あやまられたり」とあるから、通勝は、何らかの事情で実枝が見間違えたと推定したのであろう。そして、その「見あやまられたり」について通勝は「みゆ」と記している。通勝は、実枝の「見あやま」り、すなわち単なる錯覚だと判断したのであろう。この記述を、通勝が「誤り」の内容もその理由も記さずに「実枝の誤りだと指摘した」、あるいは「実枝を批判する形で注を付した」とする小川氏説には疑問が残る。

小川氏はまた、頭注の「此義箋聞末二又註シテ爰二いへるはわろし」とあり可削之」について、『箋聞』の巻末にこの箇所に対する注が再度

見え、「爰二いへるはわろし」と書かれていたという。「箋」と肩付に記す実枝の注については、通勝自身が次のごとく記している。

箋 三光院ノ義 此内或ハ彼抄出ノ処アリ 或ハ予聞書ノ処アリ

然而若菜下ヨリ宇治十帖ハ予聞書ヲ箋ト載了 桐壺ヨリ明石マテ

ハ彼抄ノ分ヲ箋ト書 予聞書ヲ箋聞ト書之

すなわち「箋」には「彼抄出ノ処」と「予聞書ノ処」とがあり、「桐壺ヨリ明石マテハ彼抄ノ分ヲ箋ト書 予聞書ヲ箋聞ト書之」という。これによれば、「桐壺ヨリ明石マテ」にあたる須磨では、「予聞書ヲ箋聞ト書之」は「予聞書」ではなく、「予聞書ヲ箋聞ト書之」は予である。小川氏のいうように「『箋聞』の巻末にこの箇所に対する注が再度見え、「爰二いへるはわろし」と書かれていた」とするならば、「箋聞」は実枝の講釈を聞書したのではなく、文字で「書かれ」た書物であったのであろうか。「箋聞」が文字に書かれた書物であることについて、小川氏は根拠を示されていない。

小川氏は根拠を示さないうまま、「箋聞」が書物であることを前提にして、「通勝が『箋聞』を引き、実枝を批判する形で注を付したものの、後に『箋聞』の巻末に「わろし」と書かれていることに気づき、『岷江入楚』の当該注を削除すべきだという頭注を加えたものと解せよう」とされた。「後に『箋聞』の巻末に「わろし」と書かれていることに気づき」ということは、当該注を作成する際、通勝は同巻の巻末に記された注記に「気づ」かなかったことになる。通勝は、岷江入楚を作成する際に、当該注しか参照していなかったのだろうか。

またもし「箋聞」が書物であり、その巻末に「爰二いへるはわろし」と書かれていた」とするならば、巻末に記された「爰二」とは、この項

目ではなく巻末を指すことになろう。「巻末に『爰二いへるはわろし』と書かれていた」記述が「この箇所に対する」「再度」の注であると、判断出来る根拠はどこにあるのだろうか。

小川氏は頭注に記された「可削之」について「いずれ『岷江入楚』の整理、清書作業を行うことを想定した通勝の覚え書きであったと思しい。しかし実際のところ、この注は削られておらず、頭注もそのままに流布している。すなわち、通勝は、いずれ手を加える心づもりであったものの、それを実行できないままに『岷江入楚』が世に出たこととがうかがわれるのである」とされた。

頭注に記された内容は「いずれ『岷江入楚』の整理、清書作業を行うことを想定した通勝の覚え書きであり、「頭注もそのままに流布している」ことから「通勝は、いずれ手を加える心づもりであったものの、それを実行できないままに『岷江入楚』が世に出たこととがうかがわれるのであ」ろうか。岷江入楚にはしばしば頭注が見られる。一般に、頭注は、本文が整理された後で気付いたことを記す時に用いられる。本文が完成した後で、本文を増補・改訂する必要がある時、そのたびに本文を清書することを繰り返さずに、頭注の形で記しておくことは、十分に想定されよう。「頭注もそのままに流布している」ことが、「いずれ手を加える心づもりであったものの、それを実行できないままに『岷江入楚』が世に出たこと」の根拠になるとすると、一旦清書した本が出来た後も、その後、訂正・追加がある度に、頭注に記した内容を清書し直さなければならず、いつまでたっても完成しないのではないだろうか。

また、小川氏は「可削之」を「いずれ『岷江入楚』の整理、清書作業を行うことを想定した通勝の覚え書きであった」と思い。しかし実際のところ、この注は削られておらず、頭注もそのままに流布している。すなわち、通勝は、いずれ手を加える心づもりであったものの、それを実行できないままに『岷江入楚』が世に出たことがうかがわれるのである」とされた。「可削之」とする頭注は、「整理、清書作業を行」い、「この注」を「削」ることを「想定した通勝の覚え書きであった」のだろうか。小川氏は、「整理、清書作業を行う」際には、痕跡を留めないように削除する事を想定しているのであるか。「可削之」とは見せ消ちなどで経緯が推定される状態ではなく、跡形もなく完全に抹消することを意味しているのであるか。「可削之」とする頭注が、完全に削除することを想定していたのであれば、頭注を記す際に本文の該当部分を墨滅あるいは抹消することも可能であったと推測される。「三光見あやまられたりとみゆ」と記した本文を抹消せず、頭注に「可削之」と記したのは、すでに記した本文の注が実枝の「見あやま」りだと思われると記した本文を、頭注に「可削之」と記したことで通勝の注釈はすんだと推定されるのではないだろうか。ここで想起されるのが『古今和歌集』の「家々称証本之本作書人以墨滅歌」である。「墨滅」とは記してあるが、抹消はしていない。「可削之」と頭注に記して、その内容を用いないことを記せば、当該注を清書し直して削除しなくても訂正したことになるのではないだろうか。

以上記した小川氏説についての疑問点は、次の七点である。

1 「三光見あやまられたりとみゆ」を「実枝の誤りだと指摘し」た、あるいは「実枝を批判する形で注を付した」とする根拠はどこにあるのだろうか。

2 「三光見あやまられたりとみゆ」を「実枝の誤りだと指摘し」た、あるいは「実枝を批判する形で注を付した」とするならば、通勝は「箋聞」のどの部分をどのような理由で「誤りだと指摘し」「実枝を批判」したのであるか。

3 須磨巻の「箋」については、通勝自身が「予聞書ヲ箋聞ト書之」と記しているが、「箋聞」を「抄」と同様に書籍であるとする根拠はどこにあるのだろうか。

4 「箋聞」が書物であり、その巻末に「爰二いへるはわろし」と書かれていた」とするならば、「爰」とはこの項目ではなく、巻末を指すのであろう。「巻末に」「爰二いへるはわろし」と書かれていた」記述が「この箇所に対する」「再度」の注であると、判断出来る根拠はどこにあるのだろうか。

5 小川氏は「箋聞」の巻末にこの箇所に対する注が再度見え、「爰二いへるはわろし」と書かれていた」とされ、通勝が「後に『箋聞』の巻末に「わろし」と書かれていることに気づ」いたとされるが、通勝は当該注しか参照せず、巻末に記された注記に「気づ」かなかつたのだろうか。

6 小川氏は「可削之」について「いずれ『岷江入楚』の整理、清書作業を行うことを想定した通勝の覚え書きであった」とされた。「可削之」と頭注に記しても、当該注を清書し直して削除しなければ、訂

正したことにならず、「通勝の覚え書き」にすぎないとされるのだからか。

7小川氏は「しかし実際のところ、この注は削られておらず、頭注もそのままに流布している」ということは、「可削之」と記しながらその文字が残っていることが、「通勝は、いずれ手を加える心づもりであったものの、それを実行できないままに『岷江入楚』が世に出たことがうかがわれるのである。」とされる。「整理、清書作業を行う」際には、痕跡を留めないように削除する事を想定しているのであるか。「可削之」とは見せ消ちなどで経緯が推定される状態ではなく、跡形もなく完全に抹消することを意味しているのであるか。

二 430よろづにおもふ給へみたる、世のありさま

ここで改めて岷江入楚の注を検討してみたい。まず、この注の記された部分の源氏物語の本文を確認しておこう。⁽²⁾ 須磨に下った源氏が、伊勢の斎宮およびその母御息所と文通した際、伊勢から送られた手紙の「うきめ刈る伊勢の海人を思ひやれもしほたるてふ須磨の浦にて」の和歌に続き、「伊勢島や潮干の潟にあさりてもいふかひなきはわが身なりけり」の和歌の前の、手紙の結びの部分である。

よろづに思ひたまへ乱るる世のありさまも、なほいかになりはつべきにか」と多かり。

この部分に岷江入楚は次の注を付す（私に英字を付す）。
430よろづにおもふ給へみたる、世のありさま。

A 源よりもまさりて物を思ひみたる、御息所の心中の事か。

B 私 箋聞二八宮を春宮にたてんと太后のくはたて給事なりとあり さて漢高祖の八人の子の事などひかれたり

C 是はよろづに思ふ給へみたる、といふより源の返事の詞と三光見あやまれたりとみゆ

D 此次の伊勢嶋の哥は源の返哥也とあり 仍此次に聞書を改し

E (頭注)「此義箋聞末二又註シテ爰にいへるはわろしとあり可削之」

431猶いかになりはつへきにかと

F 私 是まで文の詞也

G 私 是まで御息所の文の詞にて其次に伊勢しまの哥をか、れりと心うへし

B に記された「箋聞」の注がこの部分の注でないことは、一見して明らかである。「八宮を春宮にたてんと太后のくはたて給事」は、橋姫巻に出てくる、弘徽殿の太后が春宮を廃して八宮を春宮に立てようとしたことを指すのであろう。すると、この注は、後出の帝と臘月夜とのやり取りの中の、帝の言葉に対する注と推定される。源氏物語の本文を参照して岷江入楚の注を読む限り、この場面における注でないことがわかる。通勝は、異なる場面の注であることに気付き、「三光見あやまれたりとみゆ」と記したと推測される。小川氏は、この部分

について「実枝の誤りだと指摘し」「実枝を批判する形で注を付した」とされたが、「実枝の誤りだと指摘し」「実枝を批判する」のは、当該注をその項についての注として検討した上での評価であろう。しかしながら、この注は、他の部分についての注釈を「三光」すなわち実枝が「見あやまられた」と通勝は推定している。この部分についての注でないことに気付いたからこそ、内容を検討せずに「三光見あやまられたりとみゆ」と記したのであろう。小川氏は、この部分について、「実枝の誤りだと指摘し」「実枝を批判する形で注を付した」とされたが、通勝が、根拠も、どの部分であるかも示さず、実枝を批判したとは推測しがたい。

三 489よからぬこと

ここで、「八宮を春宮にたてんと太后のくはたて給事」の注が付されるべき部分の源氏物語本文及び岷江入楚を引用する。

今まで御子たちのなきこそさうぎょうしけれ。春宮を院のたまはせしさまに思へど、よからぬことども出で来れば心苦しう

岷江入楚はこの部分に次の注を付す。

489よからぬ事

H 秘 此東宮冷を除て八宮をたて給ふへきと也 弘徽殿の造意也 宇治にいたりてみえたり

I 私勘 漢高祖に八男あり 其中に淮南房王をは呂後の母として養之 後に謀反のありし人也 此八宮これに准すへきか 已上秘

J 箋聞 八宮事也

K 此前の詞伊勢御息所の文によろつに思ふ給へみたる、世のありさまといふ所に此事を申されて其義わろしと申さる、也

L 私 抄出すてにかきのすといへともけつるへきのよし註し付了

岷江入楚には、「秘」「私勘」に続いて「箋聞」J Kが続く。「箋聞八宮事也 此前の詞伊勢御息所の文によろつに思ふ給へみたる、世のありさまといふ所に此事を申されて其義わろしと申さる、也」「申されて」「申さる、也」とあるから、この項についても「箋聞」は実枝の聞書を通勝が記したものと推定される。489「よからぬこと」についての「箋聞」は「八宮事也」とするJで完結している。続く注Kは「此前の詞」である「伊勢御息所の文によろつに思ふ給へみたる、世のありさまといふ所」についての注記である。「よろづにおもふ給へみたる、世のありさま」「といふ所」とは、前項で検討した430「よろづにおもふ給へみたる、世のありさま」を指すのであろう。実枝はここで、以前に430の講釈をした際、「此事を申されて其義わろしと」「申さる、」という。本来なら489で講釈すべき「此事」すなわち「八宮事也」を、430の講釈において「申され」たことについて、実枝が「其義わろしと申さ」れたのであろう。

この注記を430の頭注Eとあわせて検討してみよう。通勝は430の頭注Eで「此義箋聞末二又註シテ爰にいへるはわろしとあり 可削之」と記した。「此義」とは、430の注で通勝が「私」として記した「箋聞」を指すのであろう。そして「箋聞末二又註シテ爰にいへるはわろしとあり」というのが、489「よからぬこと」についての注の後に記された注Kであろう。「此前の詞伊勢御息所の文よろつに思ふ給へみたる、世のありさまといふ所」が注430で、その項目で「此事」すなわち489「よからぬこと」で講釈すべき事を「申されて其義わろしと申さるゝ」のであろう。このように推察すると、489「よからぬこと」で語られた注430についての「箋聞」の内容を、通勝は注430の項目に「箋聞末二又註シテ爰にいへるはわろしとあり」と記したことになる。489で実枝が「此前の詞伊勢御息所の文よろつに思ふ給へみたる、世のありさまといふ所」と「申さ」れたことを、通勝が430の注に記す際に「爰にいへる」と記したとするなら、「爰」が430の注であることも首肯される。

さらに、489「よからぬこと」において実枝が「此前の詞伊勢御息所の文よろつに思ふ給へみたる、世のありさまといふ所に此事を申されて其義わろしと申さるゝ」とあることから、430の講釈が489の講釈の「前」に行われたと推測される。前の講釈を訂正する実枝の言葉に対して、通勝は「私」として「抄出すてにかきのすといへともけつるへきのよし註し付了」と記した。この「けつるへきのよし註し付了」というのが、430の頭注に記された「可削之」であろう。すると、「可削之」は、通勝が「けつるへきのよし」を「註し付了」、すなわち注を付け終えたものと理解できる。小川氏は、「可削之」とは、いずれ『岷江入

楚』の整理、清書作業を行うことを想定した通勝の覚え書きであった」と思しい」とされるが、これが「いずれ『岷江入楚』の整理、清書作業を行うことを想定した通勝の覚え書き」に過ぎなかったとすると、通勝が「註し付了」と記したことと矛盾が生じる。それゆえ、「この注は削られておらず、頭注もそのままに流布している」事を根拠にして「すなわち、通勝は、いずれ手を加える心づもりであったものの、それを実行できないままに『岷江入楚』が世に出たことがうかがわれるのである。」と推論することはできないであろう。

ここで通勝が「抄出すてにかきのすといへともけつるへきのよし註し付了」と記し、430の注を書きかえることなく、頭注に「可削之」と記して訂正したことから、430の注は、489の講釈が行われた時にはすでに完成していたと推定される。実枝は天正七（一五七九）年に亡くなっているから、430の注はそれ以前に整理されていたことになる。

これまで、岷江入楚は「十年はかり」の歳月をかけて「慶長三の年みな月の中の九日也足の東軒にてしるしをはり」とするその序文から、慶長三（一五九八）年の十年ほど前から編集がはじめられたと考えられてきた。しかしながら、実枝の講釈を聴いた部分については、講釈終了後に一旦整理されていたことがわかる。そしてさらに、岷江入楚を編集する際には、そのうちの一部分については、清書し直すことをせずに、そのまま用いたと想定される。すると、実枝の講釈を聴いた若菜以下の部分についても、講釈終了後に、おおよその原型が出来ていたと推定されよう。実枝の講釈と岷江入楚の成立については、稿を改めて検討したい。

注

- (1) 『眠江入楚』と先行注釈——中院文庫本の肩付を起点として——(『中古文学』97 平28・6)
- (2) 引用は、新日本古典文学全集による。